

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成23年6月16日

大分県知事
廣瀬 勝 貞 殿

提出者 〒871-0006

住 所 大分県中津市大字東浜1128番地の18

氏 名 大豊道路 株式会社

代表取締役社長 大家 和

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0979-23-0539

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大豊道路 株式会社
事業場の所在地	大分県中津市大字東浜1128番地の18
計画期間	平成23年4月1日～平成24年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	353,05万円
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・ 道路建設工事（舗装工事） がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化

（日本工業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排出量	2214.80 t	t
①現状	(これまでに実施した取組) 工法の改善・提案（舗装工事）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	排出量	2000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上 (約10%減目標)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリート塊・アスファルト塊）、鉄くずの分別実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記、及び廃プラスチック類についての分別強化。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（22年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 特に、実施していない。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 特に実施予定はないが、県指導指針に基づき、現場内での利用を推進 していきたい。（がれき類等）			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（22年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 特に、実施していない。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 特に、実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（22年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	2176.14 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2176.14 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面にて契約を実施している。 また、再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。			

(第5面)

【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類
	全処理委託量	2000 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	2000 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>前年度同様、委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面にて契約の実施、及び、再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。</p>		
②計画	※事務処理欄	

廃棄物処理に関する管理体制

役割	総括責任者 廃棄物担当者 各現場担当者	代表取締役社長 大家 和 工務部 担当者1名 ・廃棄物処理方針の策定 ・廃棄物管理規定の策定 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制・再生利用・適正処理の推進等、計画的な 管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・廃棄物処理計画の作成 ・処理業者、再生利用業者の調査・選定及び管理 ・委託契約の締結 ・産業廃棄物管理票の交付・管理 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育・啓発 ・その他関係する事項
----	---------------------------	--

